

香芝市創業支援アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における創業者及び創業予定者に対し、様々な経営課題の解決のために専門家からの診断や助言等を予算の範囲内で支援することにより、創業者が継続的に発展し、地域経済を支える創業事業となるために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業を実施する本拠となる事務所や店舗等をいう。
- (2) 創業者 市内において事業を創業し、事業所の設置を行った者をいう。
- (3) 創業予定者 創業に必要な許可や資格等を有していること又は有する見込みであり、かつ、市内において創業することについて具体的な計画を有する者をいう。

(登録)

第3条 市長は、中小企業診断士の資格を有する一般社団法人奈良県中小企業診断士会の会員で、かつ、創業者及び創業予定者に対して、親身に熱意を持って対応できる者を香芝市創業支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

2 市長は、前項の登録を行おうとするときは、香芝市創業支援アドバイザー登録依頼及び承諾書（第1号様式）により依頼し、承諾を得るものとする。

3 市長は、前項の承諾を得てアドバイザーの登録をしたときは、香芝市創業支援アドバイザー登録通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録簿)

第4条 前条の規定によるアドバイザーの登録は、アドバイザー登録簿（第3号様式）に登録事項を記載してするものとする。

2 アドバイザーは、前項の登録事項の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(登録の解除)

第5条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、アドバイザーの登録を解除するものとする。

- (1) アドバイザーから辞任の申出があったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (3) 一般社団法人奈良県中小企業診断士会の会員でなくなったとき。
- (4) その他市長が解除の必要性を認めたとき。

(派遣事業対象者)

第6条 香芝市創業支援アドバイザー派遣事業（以下「派遣事業」という。）を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 創業して1年未満の創業者又は創業予定者

(2) 市町村税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業を行う者又は行おうとする者

(2) 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者

(3) その他市長がこの要綱の趣旨に照らして適当でないと認める事業を行う者又は行おうとする者

（利用の申請）

第7条 派遣事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市創業支援アドバイザー派遣申請書（第4号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市町村税の滞納がない旨の証明書（発行後1ヶ月以内のものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

（利用の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、派遣利用承認の決定をし、香芝市創業支援アドバイザー派遣利用承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をするときは、事前にアドバイザー登録した者の中から香芝市創業支援アドバイザー派遣依頼書（第6号様式。以下「依頼書」という。）によりアドバイザーとして依頼するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、事業利用が不相当と認めたときは、事業利用否認の決定をし、香芝市創業支援アドバイザー派遣利用否認通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用の回数等）

第9条 前条第1項による承認を受けた者（以下「利用者」という。）がアドバイザーの派遣を利用できる回数及び時間は、次の各号に定めるものとする。

(1) 利用回数 同一利用者が利用できる回数は4回までとする。

(2) 利用時間 1回の利用について3時間以内とする。

（利用日程の調整）

第10条 アドバイザー及び利用者は、依頼書の日の属する年度の末日までに第12条で定める報告が完了するように日程を調整するものとする。

2 アドバイザーは、前項の日程調整が完了したときは、速やかに市長に日程及び利用回数を報告するものとする。

（アドバイザーの業務等）

第11条 アドバイザーは、利用者の問題解決のために経営、財務、人材育成及び販売の方法等についての助言並びに指導を専門的立場から熱意を持って行わ

なければならない。

- 2 アドバイザーは、派遣事業において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告書)

第12条 アドバイザーは、香芝市創業支援アドバイザー派遣事業実績報告書（第8号様式）を派遣事業を実施した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、派遣事業の実施が複数回あった場合は、その最終実施の日から起算するものとする。

- 2 利用者は、香芝市創業支援アドバイザー派遣利用報告書（第9号様式）を派遣事業を利用した日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、派遣事業の利用が複数回あった場合は、その最終利用の日から起算するものとする。

(審査及び謝礼金の支払)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、速やかに審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査において適当と認めたときは、別表で定める謝礼金を速やかに支払うものとする。

(庶務)

第14条 派遣事業に関する事務は、創業促進行政に関する担当課で行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第13条関係）

香芝市創業支援アドバイザー派遣事業の実施に伴う謝礼金

項目	金額等
謝礼金	利用回数1回当たり30,000円 ただし、旅費を含むものとする。